

17川監公第11号

平成17年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年1月11日付け17川監公第1号で公表した定期監査、同日付け17川監公第2号で公表した財政援助団体等監査及び平成17年4月11日付け17川監公第9号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 舘 健 三

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西 村 英 二

平成17年6月30日

川崎市監査委員 舘 健三様
同 奥 宮 京子様
同 小 林 貴美子様
同 西 村 英二様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年1月11日付け17川監報第1号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成16年度定期監査結果に対する措置状況

1 契約方法について改善すべきもの

【指摘の要旨】

老人医療費支給決定通知書の作成について、はがきの印刷業務と圧着業務に分割して予算執行し、それぞれ随意契約で行われていたが、契約の公正性、透明性及び競争性を確保するために、特段の理由がない限り一括して予算執行し、現在の随意契約の取扱いを避けるよう契約方法を改善されたい。

（健康福祉局地域福祉部福祉医療課）

【措置の内容】

老人医療費支給決定通知の作成については、平成17年度から印刷及び圧着加工業務

を一括して委託するものとし、複数の業者から見積もりを徴し、見積もり合わせを執行のうえ契約を締結し、契約方法の改善を図りました。

2 切手の管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

切手の管理について、川崎市物品会計規則に基づく物品の交付請求、払出し等の手続を行っておらず、また、必要数量を大幅に超えて保有していたので、適正な手続及び管理を行われたい。

(健康福祉局地域福祉部福祉医療課)

[措置の内容]

切手の管理については、物品交付請求書に基づく物品の交付請求、払い出し等の手続の徹底を図るとともに、切手の保有枚数については、必要最低限とし、適正な手続及び管理を実施するように周知徹底を図りました。

3 運搬給水業務について改善すべきもの

[指摘の要旨]

運搬給水業務について、昭和45年から平成14年度までは給水船備船契約により、平成15年度からは業務委託契約により、同一業者と契約しているが、運搬給水収入が大幅に減少しているのに対して、運搬給水経費がさほど減少していないので、給水需要の変化に対応し、また費用対効果の点からも、業務そのものの見直しを行われたい。また、速やかな見直しが難しい場合には、少なくとも現状の業務実施状況や作業量に見合った適正な委託経費積算方法に改められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

[措置の内容]

運搬給水業務については、岸壁給水施設老朽化のため、すべてを直接給水することができない状況にありますので、費用対効果の面を含め、効率的効果的な業務の見直しについて取り組んでおります。また、委託経費の積算方法については、人件費等に係る経

費の見直しを実施し、適正な経費の積算の徹底を図りました。

4 委託料の積算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動車台ばかりの定期検査等の周期については、計量法で2年に1回と定められているにもかかわらず、港湾局では、自動車台ばかりの老朽化に対応して定期点検と同等の自主点検を実施するため、平成15年11月に定期検査に代わる計量士による検査を実施し、その後、平成16年度に年2回の保守点検と年1回の定期点検の実施を内容とする自動車台ばかり保守及び定期点検業務委託を行っているが、そのような主旨であるならば、契約書において点検の内容及び項目を明確にしておくべきである。また、委託経費の算定に当たっては、必要な業務内容及び積算内訳を精査し、経費の節減に努められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

[措置の内容]

自動車台ばかりの保守点検業務委託については、契約書上の点検内容及び項目を明確にし、必要な業務項目及び算定内訳を精査し経費の削減に努めることの徹底を図りました。

5 業務委託について実施業務の重複を改善すべきもの

[指摘の要旨]

港湾局川崎港港務所業務課で執行している東扇島構内道路等清掃委託及び同局企画振興課で執行している川崎市港湾振興会館等管理委託において、一部業務が重複しているので、今後は各課の業務委託等の予算要求、執行内容について重複等がないか十分なチェックを行い、適正かつ効率的な事業執行に努められたい。

(港湾局川崎港港務所業務課)

[措置の内容]

東扇島構内道路等清掃委託及び川崎市港湾振興会館等管理委託については、仕様書の見直しを実施して業務の明確化を図るとともに、事業執行課を一元化することにより東

扇島区域清掃にかかわる適正かつ効率的な事業執行の徹底を図りました。

6 現金取扱いに係る事故防止に万全を期すべきもの

[指摘の要旨]

幸区役所保健福祉サービス課において、生活保護扶助費のうちの定例分は、毎月指定された日に現金又は口座振替の方法により受給者あて支給しているが、現金による支給は、紛失等の事故発生の可能性が口座振替の方法による支給よりも高いことから、事故防止に万全を期すとともに、できる限り口座振替の方法によるよう努められたい。

(幸区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

[措置の内容]

生活保護扶助費の現金による支給については、必要性を個別に見直し、やむを得ない場合を除き、すべて口座振替へ変更を行うように指導を徹底するとともに、現金袋詰め等においては、単独作業にならない体制を確保する等安全対策の確保の徹底を図りました。

7 補助金交付について改善すべきもの

[指摘の要旨]

幸区民祭及びあさお区民まつりへの補助金交付要綱では、補助対象経費が不明確となっているので、補助金の目的及び内容を整理して、補助対象経費の範囲を明確にされたい。また、同補助金は、額が確定したのものとして前金払で支払っており、収支状況に関わらず精算は行われず、剰余金は、幸区民祭では積立金及び繰越金、あさお区民祭では繰越金として処理されていたので、収支結果によっては精算も可能となるよう補助金交付の方法を概算払に改めるなど、当該補助金交付要綱を見直されたい。さらに、幸区民祭実行委員会への補助金については、平成15年度の補助事業に係る実績報告書が提出されておらず、また、その報告を求めることなく、平成16年度の補助金を交付していたので、実績報告書の遅滞のない提出を求められたい。

(幸区役所総務企画課、麻生区役所区民生活部地域振興課)

[措置の内容]

区民祭への補助金については、交付要綱を改正し、補助対象経費の範囲を明確化するとともに収支結果によっては、補助金の精算等が可能となるように見直しを行いました。また、補助事業に係る実績報告書の遅滞ない提出等適正な補助金交付事務の周知徹底を図り、幸区民祭の実績報告書については、平成17年3月に提出されました。

8 市民活動団体の運営事業委託について見直しを図るべきもの

[指摘の要旨]

麻生区役所地域振興課が事務局となっている「麻生区まちづくり市民の会」（以下「市民の会」という。）の運営について市民の会自身に委託しているが、業務委託として見ると不自然であり、また委託内容も明確とはいえないので、業務の遂行方法を検討し、業務委託であれば委託の目的及び業務内容を明確にし、市民意見の集約や地域の課題の把握など具体的な成果が得られるよう見直されたい。

（麻生区役所区民生活部地域振興課）

[措置の内容]

市民の会の運営委託については、件名を「麻生区まちづくり推進事業委託契約」と改め、委託業務内容についても、地域の課題の把握、市民参加の企画推進及び市民活動の環境整備等と明確化を図り改善いたしました。

9 備品の管理について適正に見直すべきもの

[指摘の要旨]

麻生区役所地域保健福祉課及び保健福祉サービス課における備品の管理状況について、備品整理簿における使用区分が未入力となっているもの、他課との保管換え手続きがされていないものなどが見受けられたので、早急に帳簿の整備等を行われたい。

（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課）

[措置の内容]

備品の管理状況については、備品整理簿への記入や保管換え手続きを完了し、また、

適正な事務執行について区役所各課あて通知し周知徹底を図りました。